

神奈川県 被災者生活再建支援制度

神奈川県が令和元年台風15号及び台風19号において、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための独自の制度を創設しました。

○対象となる被災世帯

台風15号及び台風19号により被災した世帯で以下の要件のいずれかに該当する世帯

- 1.り災証明書を発行し、「全壊」の被害認定を受けた世帯
- 2.り災証明書を発行し、「大規模半壊」の被害認定を受け、住宅をやむを得ず解体もしくは大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- 3.り災証明書を発行し、「半壊」の被害認定を受け、住宅をやむを得ず解体した世帯
- 4.り災証明書を発行した世帯で、住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- 5.災害による危険な状態（警戒区域の設定等）が継続し、住居に居住不能な状態が長期間継続している世帯

○支援金の支給額

①基礎支援金

区分	2人以上の世帯	単身の世帯
全壊		
解体 (半壊・敷地被害)	100万円	75万円
長期避難		
大規模半壊	50万円	37.5万円

②加算支援金

区分	2人以上の世帯	単身の世帯
建設・購入	200万円	150万円
補修	100万円	75万円
賃貸住宅	50万円	37.5万円

○申請期限

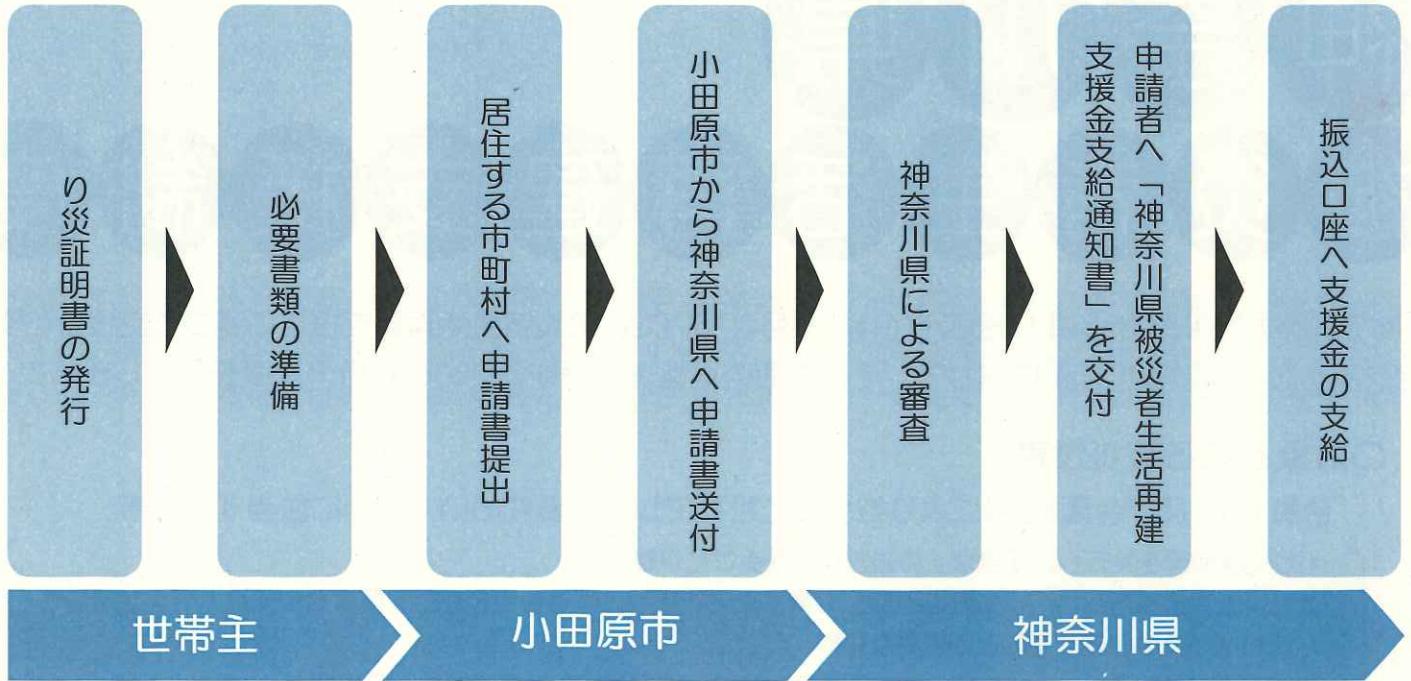
- ①基礎支援金：令和2年11月11日まで（自然災害が発生した日から13ヶ月を経過する日まで）
- ②加算支援金：令和4年11月11日まで（自然災害が発生した日から37ヶ月を経過する日まで）

※基礎支援金と加算支援金は、一括で申請しても構いません。

※加算支援金のみの申請は行えません。

※加算支援金の申請時には、賃借、補修、再築等加算支援の要件を満たす必要があります。

○申請から支給の流れ



○申請窓口

小田原市役所 福祉政策課

※り災証明書発行の受付は防災対策課（3階 赤通路）で行っています。

○提出書類

①神奈川県被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号：申請者が記入）

※記入方法等については、「神奈川県被災者生活再建支援金支給に関する手引き」をご参照ください。

②下記の表を参考に必要添付書類を準備して、申請窓口へお越しください。

		全壊	解体		大規模 半壊	チェック欄
			半壊	敷地被害		
基礎支援金	①り災証明書	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
	②解体証明書		○	○		<input type="checkbox"/>
	滅失登記簿謄本		○	○		<input type="checkbox"/>
	敷地被害証明書類			○		<input type="checkbox"/>
	③住民票	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
加算支援金	④預金通帳の写し	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>
	⑤契約書等の写し	○	○	○	○	<input type="checkbox"/>

※小田原市では、長期避難世帯の該当はありません。

お問合せ先：小田原市役所福祉政策課

〒250-8555 小田原市荻窪300 TEL:0465-33-1863